

## 「学校教育法」練習問題

©2023sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

### <問題編>

#### 問1

次の文は、「学校教育法」に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
- B 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、都道府県知事が定める。
- C 学校は、都道府県知事の定める設置基準に従って設置されなければならない。
- D 義務教育就学の際、猶予・免除の制度がある。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	×	○	○
3	○	×	×	○
4	×	○	×	×
5	×	×	×	○

## 問2

次の文は、「学校教育法」の一部である。( A ) ~ ( D ) に当てはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- ・ 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な ( A ) において第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- ・ 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、( B ) な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な ( C )、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。
- ・ 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の ( D ) の状況について評価を行い、その結果に基づき ( D ) の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	技術	普遍的	思考力	学校経営
2	能力	基礎的	決断力	学校経営
3	程度	普遍的	決断力	学校運営
4	程度	基礎的	思考力	学校運営
5	技術	基礎的	決断力	学校運経営

### 問3

次の文のうち、「学校教育法」第21条に規定される義務教育として行われる普通教育の目標に関する記述として、適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、道徳意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- B 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基本的な理解と技能を養うこと。
- C 生活にかかわる科学現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- D 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び希望に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	×	○	○
2	×	○	○	×
3	×	×	×	×
4	○	○	×	○
5	×	×	×	○

## <解説編>

### 問1 正答 3

- A ○ 「学校教育法」(以下「法」)第29条では、「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」と規定されている。
- B × 「法」第25条第1項では、「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定されている。
- C × 「法」第3条では、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」と規定されている。
- D ○ 「法」第18条では、「前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。」と規定されている。

### 問2 正答 4

「学校教育法」第30条。

- ・ 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な(A **程度**)において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- ・ 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、(B **基礎的**)な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な(C **思考力**)、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

「学校教育法」第42条

- ・ 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の(D **学校運営**)の状況について評価を行い、その結果に基づき(D **学校運営**)の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

### 問3 正答 3

- A × 「学校教育法」第21条(以下「法」)第1項では、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」と規定されている。
- B × 「法」第4項では、「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。」と規定されている。

C × 「法」第7項では、「生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。」と規定されている。

D × 「法」第10項では、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」と規定されている。